

報告第四〇二號

無崎窯業株式會社運搬請負菊竹組所屬  
人夫の待遇改善要求と労働組合の結成

無崎窯業株式會社運搬請負菊竹組所屬

人夫の待遇改善要求と労働組合の結成

一、運搬請負人菊竹組人夫の待遇改善要求の概要

八幡市無崎町所在無崎窯業株式會社原料石運搬請負人菊竹倉次郎（菊竹組）所屬人夫四十五人（内女二十三人）は其の労働條件劣悪なりとて全従業員一致して待遇改善の交渉方を總同盟九州聯合會に申込んだのである。

依つて九郷に於ては事情調査の結果、勞災法を適用してゐないこと、一日の賃金（一噸<sup>拾</sup>參錢）計算に當り五錢以下端數の切捨、賃金支拂日の不確定等を擧げて六月二十四日請負人に對し次の如き款願書を提出したのである。

款 願 書

1、仕事に因る傷病に對しては法規に規定する給與となすこ